

平成 30 年 6 月 22 日

京都消費者契約ネットワークと一般社団法人京都高齢者支援協会との
裁判外の和解について

消費者契約法第 39 条第 1 項の規定に基づき下記の事項を公表する。

記

1. 裁判外の和解の概要

(1) 事案の概要

本件は、適格消費者団体である特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク（以下「京都消費者契約ネットワーク」という。）が、身元保証支援、日常生活支援及び金銭管理支援等（総称して、以下「本件支援等」という。）を行う一般社団法人京都高齢者支援協会（以下「京都高齢者支援協会」という。）に対し、以下のとおり申し入れた事案である。

(申入れの概要)

京都高齢者支援協会が消費者との間で、本件支援等を京都高齢者支援協会の義務内容とする入会契約を締結する際に使用している入会契約書（名称：かたつむりトラスト入会契約書）に、京都高齢者支援協会が本件支援等の委任事務の履行の対価（報酬）として、毎月 1 万円の会費と各種支援に対応したタイムチャージ制の報酬を消費者に対して請求できること及び別途消費者は京都高齢者支援協会に支援に要する費用の支払義務を負うことに加えて、消費者は入会に際し京都高齢者支援協会に対して入会金を支払わなければならないこととされ、入会契約が解除された場合、その理由を問わず、京都高齢者支援協会は消費者が支払った入会金を返還しないことを定める契約条項がある。これは、民法上の準委任契約の適用による場合に比して消費者の義務を加重するものであり、また、全ての契約条項を見ても入会金が何の対価であるか具体的内容が一切明示されておらず、対価性のない金銭を消費者から徴収するものであるから、信義誠実の原則に反し消費者の利益を一方的に害するものであって、消費者契約法第 10 条^(※)に規定する消費者契約の条項に該当するとして、当該契約条項を含む意思表示を行わないこと等を求める。

(※) 消費者契約法

(消費者の利益を一方的に害する条項の無効)

第十条 消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であつて、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

(2) 結果

京都消費者契約ネットワークと京都高齢者支援協会は、平成30年4月3日に別紙のとおり合意した。

2. 適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク

(法人番号 7130005005215)

3. 事業者等の氏名又は名称

一般社団法人京都高齢者支援協会 (法人番号 7130005014612)

4. 当該事案に関する改善措置情報^(※)の概要

なし

(※) 改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう(消費者契約法施行規則第14条、第28条参照)。

以上

【本件に関する問合せ先】

消費者庁消費者制度課 電話：03-3507-9252

URL：http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/index.html

合意書

特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワークを甲、一般社団法人京都高齢者支援協会を乙として、甲と乙は、次のとおり合意する。

- 1 乙は、消費者との間で、身元保証支援、日常生活支援、金銭管理支援などを乙の義務内容とする入会契約を締結するに際して、乙の使用する入会契約書中、下記条項など、契約が解除された場合に、消費者が乙に対し支払った入会金を解約の理由にかかわらず一切返還しない旨の意思表示を行わない。

記

第17条（契約の解約）

④有効な解約がなされたときは、この契約は、将来に向かってのみ効力を失うものとし、乙は、解約の理由にかかわらず、既納の入会金及び会費を返還しない。

- 2 乙は、上記1の内容が記載された契約書ひな型が印刷された契約書用紙を廃棄する。
- 3 乙は、上記1につき、その従業員らに対し同項の意思表示を行うための事務を行わないよう指示する。

以上のとおり合意したので、本書2通を作成の上、甲乙各自1通を所持する。

平成30年4月3日

甲 京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地
特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク
甲代表者 理事 野々山 宏

乙 京都市伏見区竹田田中宮町17番地 富士和ビル2階
一般社団法人京都高齢者支援協会
乙代理人
京都市中京区河原町二条南西角 河原町二条2225階
京都総合法律事務所 弁護士 伊山 正和